

SNSを活用した子育て支援情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

SNSを活用した子育て支援情報発信業務

2 趣旨

SNSを活用し、受け手を意識した記事制作（企画、調査、取材、編集）を行うとともに、本市が構築・運用しているWebサイトに掲載する子育て支援情報を子育て世帯へ広く周知する。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) SNS（Facebook、X（旧twitter）、Instagram等）のプラットフォームの構築

【令和5年度】

本市が新規に作成するSNSアカウントを用いたプラットフォームを構築する。
なお、運用するSNSアカウントは、委託契約締結後、市と協議の上決定する。

(2) SNSを活用した子育て支援情報及び市内の地域情報の記事制作に係る業務（企画、調査、取材、編集）【令和5年度～】

- ① 市の担当者及びライター、カメラマンと調整・連携を図りながら、市内情報を発信する記事の企画・制作を行う。なお、制作する記事の数量は毎月15本以上とする。
- ② 当事者のニーズを基に記事の作成に必要な情報収集や調査を行う。
- ③ 取材先への調整や、写真・動画撮影を行う。
- ④ 記事を編集し、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。
- ⑤ その他、記事配信全般に係る調整を行う。

(3) SNSを活用した情報発信業務【令和6年度～】

Facebook、X（旧twitter）、Instagram等を活用し、本市が構築・運用しているWebサイトの記事紹介やサイトへの誘導、リアルタイムの市内情報の配信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行う。

(4) 解析業務【令和6年度～】

- ① SNSのデータ解析を行い、課題を可視化し、結果について定期的にレポートを提出する。
- ② ①の結果に基づき、記事内容やSNS配信方法について改善を行い、SNSのリーチ等の増加を目指す。

5 その他

(1) 秘密保護

- ① 個人情報、秘密を指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は、不当な目的で使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ② 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。

(2) 再委託

- ① 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。
- ② 受託者は、再委託の行為については、全責任を負うこと。

(3) 権利の帰属

- ① 本業務により得られた成果は、原則として市に帰属する。
- ② 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受託者に留保されるが、本市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ③ 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ④ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。